



23生産第4742号
平成23年10月7日

各都道府県土壤改良資材等担当課長 殿

農林水産省生産局農産部農業環境対策課長

土壤改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の
扱いについて

先般、「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官連名通知）により、土壤改良資材・培土等に関する放射性セシウムの暫定許容値を定めたところです。

また、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法の制定及び土壤改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて」（平成23年8月31日付け農林水産省生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長連名通知）において、木炭・木酢液等の扱いについては、別途お知らせするとしたところです。

今般、土壤改良資材として利用される木炭・木酢液（竹炭・竹酢液を含む。）の扱いについて、別添のとおり、木炭・木酢液中の放射性セシウム測定のための検査方法を定めましたので、ご了知の上、貴管下関係業者等に対して適切にご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、木酢液（竹酢液を含む。）については、土壤改良を目的とした利用の場合に限り、本通知の対象としていますので、その旨、併せてご了知の上、適切にご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本件問い合わせ先

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省生産局農産部農業環境対策課
土壤環境保全班

代表03-3502-8111（内線4762）

ダイヤル03-3502-5956